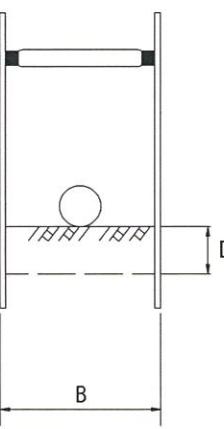
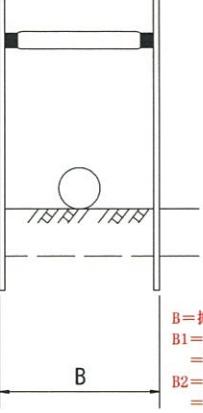


平成 26 年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表 改定比較表

25 年度版 頁番号	現行(平成 25 年度)	改定(平成 26 年度)																																																												
P21	<p>(4)~6 標準管理費</p> <p>2) 積算方法</p> <p>技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記 1)の①、②、③のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用</p> <p>② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用</p> <p>⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>⑧ P C 上部工、アンカーワーク等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>⑨ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>⑩ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</p> <p>⑪ 施工管理で使用する OA 機器の費用</p> <p>⑫ 品質証明に係る費用（品質証明費）</p>	<p>(4)~6 標準管理費</p> <p>2) 積算方法</p> <p>技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記 1)の①、②、③のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用</p> <p>② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用</p> <p>⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>⑧ P C 上部工、アンカーワーク等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>⑨ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>⑩ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</p> <p>⑪ 施工管理で使用する OA 機器の費用</p> <p>⑫ 品質証明に係る費用（品質証明費）</p>																																																												
P26	<p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額(N_p)</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超えて20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>A×N_p^bにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>21.70%</td> <td>104.8</td> <td>-0.0977</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.75%</td> <td>28.8</td> <td>-0.0095</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12.93%</td> <td>23.55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15.13%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象額(N _p)	1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分	A×N _p ^b により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による	下記の率とする	下記の率とする	工種区分		A	b	開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	シールド工事及び推進工事	24.75%	28.8	-0.0095	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164			12.93%	23.55%			15.13%		<p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額(N_p)</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超えて20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>A×N_p^bにより算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>21.70%</td> <td>104.8</td> <td>-0.0977</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12.93%</td> <td>23.58%</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(N _p)	1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分	A×N _p ^b により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による	下記の率とする	下記の率とする	工種区分		A	b	開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164		12.93%	23.58%	15.13%
対象額(N _p)	1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの																																																											
適用区分	A×N _p ^b により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による	下記の率とする	下記の率とする																																																											
工種区分		A	b																																																											
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977																																																											
シールド工事及び推進工事	24.75%	28.8	-0.0095																																																											
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164																																																											
		12.93%	23.55%																																																											
		15.13%																																																												
対象額(N _p)	1,000万円以下	1,000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの																																																											
適用区分	A×N _p ^b により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による	下記の率とする	下記の率とする																																																											
工種区分		A	b																																																											
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977																																																											
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095																																																											
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164																																																											
	12.93%	23.58%	15.13%																																																											
P35	<p>2-1-3 挖削幅の算定</p> <p>掘削幅は、管の吊込み時と管の接合時より求める。</p> <p>以下の 1) 及び 2) より求めた値を比較して大きい方を掘削幅とする。また、掘削幅は、1cm 未満を切り捨てし 5cm 単位に切り上げ丸め処理する。</p> <p>なお、掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は地山内法寸法（土留め矢板厚は、別途加算）で 50cm とする。また、道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。</p> <p>(1) 吊込み時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）</p> <p>吊込み掘削幅 = 管最大外径 + 2 × (吊込み余裕幅 + 土留加算幅)</p> <p>管最大外径 = 受口外径 (D5)</p> <p>吊込み余裕幅 = (b1)</p> <p>土留加算幅 = 矢板厚 (c) + 腹起し材幅 (b2)</p> <p>(2) 接合時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）</p> <p>ア ダクタイル鉄管</p> <p>a 外面締手（ボルト締付けタイプ A 形、K 形、KF 形、S 形、SII 形、GX 形、フランジ形） 接合掘削幅 = 管外径 (D2) + 2 × (接合作業幅 (b3) + 矢板厚 (c))</p> <p>b 外面締手（ブッシュオンタイプ NS 形、GX 形） 接合掘削幅 = 管外径 (D2) + 2 × (接合作業幅 (b3) + 矢板厚 (c))</p>	<p>2-1-3 挖削幅の算定</p> <p>掘削幅 (B) は、管の吊込み時と管の接合時より求める。土留内法幅に両側の矢板厚を加算した幅であり、以下の (1) 及び (2) より求めた値を比較して大きい方を掘削幅とする。また、掘削幅は、1cm 未満を切り捨てし 5cm 単位に切り上げ丸め処理する。なお、掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は地山内法寸法（土留め矢板厚は、別途加算）+ 土留内法幅（土留内法幅 = 掘削幅 - 矢板厚 × 2、土留めを行わない場合矢板厚 = 0cm）で 50cm とする。また、道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。</p> <p>(1) 吊込み時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）</p> <p>吊込み掘削幅 (B1) = 管最大外径 + 2 × (吊込み余裕幅 + 土留加算幅)</p> <p>管最大外径 = 受口外径 (D5)</p> <p>吊込み余裕幅 = (b1)</p> <p>土留加算幅 = 矢板厚 (c) + 腹起し材幅 (b2)</p> <p>(2) 接合時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）</p> <p>ア ダクタイル鉄管</p> <p>a 外面締手（ボルト締付けタイプ A 形、K 形、KF 形、S 形、SII 形、GX 形、フランジ形） 接合掘削幅 (B2) = 管外径 (D2) + 2 × (接合作業幅 (b3) + 矢板厚 (c))</p> <p>b 外面締手（ブッシュオンタイプ NS 形、GX 形） 接合掘削幅 (B2) = 管外径 (D2) + 2 × (接合作業幅 (b3) + 矢板厚 (c))</p>																																																												

平成 26 年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表 改定比較表

25年度版 頁番号	現行(平成25年度)	改定(平成26年度)																								
P38	<p>(2) 木矢板及び軽量鋼矢板を使用する場合は、 次の標準掘削断面によることができる。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径 (mm)</th><th>B (m)</th><th>D (m)</th><th>L (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350以下</td><td>2-1-3 より算出</td><td>0.30</td><td>0.50</td></tr> <tr> <td>400~800</td><td>〃</td><td>0.60</td><td>0.80</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 D:会所掘の掘削深度 L:会所掘の掘削延長 道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。 管基礎の置き換えが必要な場合は別に定めることができる。</p>	管径 (mm)	B (m)	D (m)	L (m)	350以下	2-1-3 より算出	0.30	0.50	400~800	〃	0.60	0.80	<p>(2) 木矢板及び軽量鋼矢板を使用する場合は、 次の標準掘削断面によることができる。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th><th>B (m)</th><th>D (m)</th><th>L (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350以下</td><td>2-1-3 より算出</td><td>0.30</td><td>0.50</td></tr> <tr> <td>400~800</td><td>〃</td><td>0.60</td><td>0.80</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 会所堀は、維手箇所(内面維手を除く)毎に実施する。 D:会所堀の掘削深度 L:会所堀の掘削延長 道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。 管基礎の置き換えが必要な場合は別に定めることができる。</p> <p>B = 捜削幅 = max(B1, B2) B1 = 吊込み捜削幅 = D5 + 2 × (b1 + b2 + c) B2 = 接合捜削幅 = D2 + 2 × (b3 + c)</p>	呼び径 (mm)	B (m)	D (m)	L (m)	350以下	2-1-3 より算出	0.30	0.50	400~800	〃	0.60	0.80
管径 (mm)	B (m)	D (m)	L (m)																							
350以下	2-1-3 より算出	0.30	0.50																							
400~800	〃	0.60	0.80																							
呼び径 (mm)	B (m)	D (m)	L (m)																							
350以下	2-1-3 より算出	0.30	0.50																							
400~800	〃	0.60	0.80																							